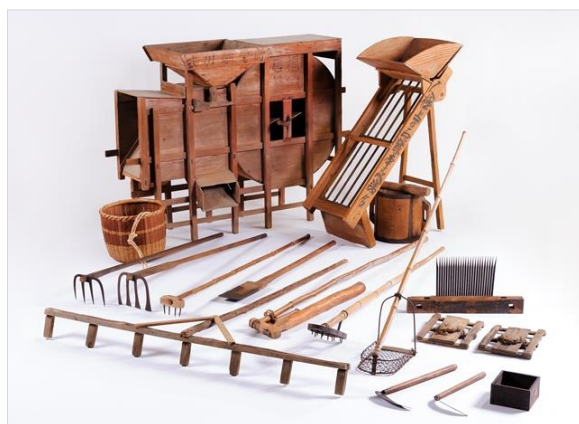


目標Ⅸ 文化芸術の振興

多様な文化芸術活動を支援するとともに、貴重な文化財の保存・活用に取り組みます。

施策1 文化芸術の振興

施策2 文化財の保護



国指定重要有形民俗文化財
上尾の摘田・畑作用具



県指定無形民俗文化財 平方のどろいんきょ



市指定無形民俗文化財 畔吉ささら獅子舞

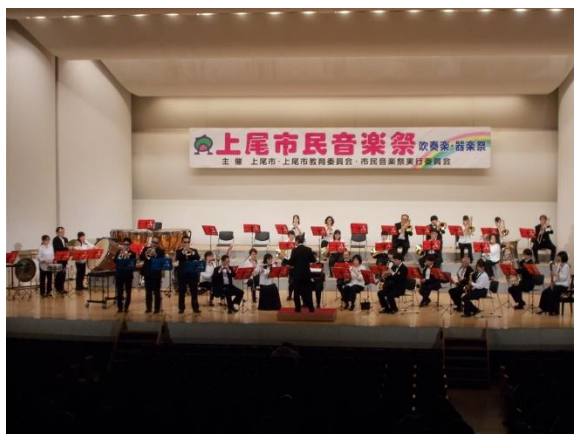
施策1 文化芸術の振興

現状（課題）

- ① 市民が心豊かな生活を営み、活力ある社会を形成するためには、文化芸術の振興は欠くことができないものです。このような文化活動に取り組む多くの市民の活動成果を発表できる機会を、新しい生活様式に配慮しながら継続的に確保されるよう支援する必要があります。
- ② 文化芸術活動を行う市民が自主的かつ積極的に取り組み、また市民が気軽に文化芸術に触れる機会を提供するとともに、文化芸術への理解を深める機会をつくる必要があります。

主な取組

- 1 文化芸術活動の推進
 - ① 文化芸術活動を通じて市民との協働を図ります。
 - ② 地域の優れた文化芸術活動の支援を推進します。
- 2 文化芸術活動の場の充実
 - ① 市美術展覧会や市民音楽祭など、市民の文化芸術の活動成果の発表や鑑賞の場の提供に努めます。
 - ② 市民に美術作品などの展示や鑑賞の場を提供するため、上尾市ギャラリーを運営し、施設の整備・充実を図ります。
 - ③ 市民が美術展覧会などで作品を鑑賞する際の理解促進に努めます。



上尾市民音楽祭「吹奏楽・器楽祭」

施策2 文化財の保護

現状（課題）

- ① 文化財は地域の歴史・文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、文化向上・発展の基礎になるものです。文化財保護法、県や市の文化財保護条例に基づき、調査体制の充実を図り、文化財の保護を進めていく必要があります。
- ② 歴史的事実の記録である古文書や歴史的公文書等を市民共有の知的資源として適切に保存や活用を図る必要があります。
- ③ 無形民俗文化財は、地域の人々が日常生活の中で創造し、継承してきたもので、市民の生活の推移を理解する上で欠くことができない、貴重な文化財です。今後の継承のため、保持団体に対する支援が必要です。
- ④ 市民をはじめ、多くの人が本市の歴史や文化などの価値を認識し、保護していく意識を育むことが必要です。
- ⑤ 国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」を適切に保存・管理するための環境を整え、多くの市民へ周知・啓発する手法を検討する必要があります。

主な取組

- 1 文化財の調査と指定・登録及び保存
 - ① 保護の対象となる文化財の調査を行い、指定・登録を更に進め、適正な保存・管理を行います。
 - ② 周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事などの際に、試掘調査や指導、必要に応じて記録・保存のための発掘調査を行います。
- 2 歴史資料の収集・保存
 - ① 市の歴史に関する資料を収集し、保存を図ることで、後世へ継承します。
 - ② 歴史資料の活用のため、収集した資料の整理や目録の整備を行います。
 - ③ 保存年限を経過した行政文書のうち、歴史的価値のある公文書の収集・整理を行います。
- 3 無形民俗文化財の継承と活動支援
 - ① 無形民俗文化財の継承のために、保持団体等に対する支援を行うとともに記録・保存や現地公開のための支援を行います。
 - ② 無形民俗文化財の後継者育成を促進するための事業を展開します。
- 4 文化財・歴史資料の活用
 - ① 文化財保護の意識啓発のため、文化財を活用した事業を実施します。また、市民の学習活動や学校教育活動の中で、文化財の活用を図ります。

- ② 市ホームページ・SNS・刊行物を活用し、文化財の魅力を発信します。
- 5 「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用
- ① 国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」について、適切な保存と活用を図るため、展示方法・情報発信のあり方を検討します。